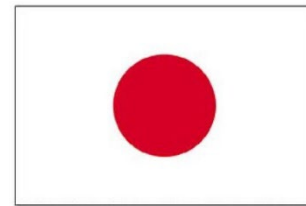


英国・日本の遺言書



2017年9月

英国の遺言書



1) 遺言書とは

自身の不動産、金融資産、個人所有物品等を自分の死後、誰に譲渡するかを書き残した書類



必須項目

- * 相続人氏名
- * 18歳未満の未成年者が居る場合、誰を後見人と指名するか
- * 相続執行人
- * 指定した相続人が自分より先に死亡した場合、どうするか

2) 遺言書の作成時の注意事項

以下の場合、専門家の助言を求める事が望ましい

- * 配偶者以外の人と不動産を共有している場合
- * 18歳未満の未成年者に資産を遺したい場合
- * 再婚等して、複数の家族(子供・孫等)が居る場合
- * 定住地が英国外であったり、海外に資産を所有している場合等



3) 遺言書が法的に有効である条件

遺言書が法的に有効である為には、以下の条件を満たしている事が必要

- * 遺言書の作成者本人が18歳以上である事
- * 本人の自由意志・健全な精神状態で遺言書が作成される事
- * 書面で作成される事（音声テープ・ビデオは不可。）
- * 18歳以上の成人2名の証人の面前で本人が自署
- * 本人の面前で成人2名の証人が署名

4) Probate 遺言書の検認

相続執行人 (Executor) は、被相続人の死後遺言書が法的に有効である事を裁判所に検認 (Probate) してもらった後、被相続人の遺産から負債を支払い、残余資産を遺言書に基づいて相続人に相続手続きを執行

Probateの手続きは[こちら](#)を参照



<https://youtu.be/a3HzultV7rw?si=-EFoWSIDdfNGj3A>



<https://youtu.be/XKBtrZjPS0I?si=t45Owp2GtGG85Hp5>

6) 遺言書の保管

遺言書は、唯一原本のみが有効で、コピーは何の法的効力もない
原本は、自宅の金庫・弁護士事務所・銀行・遺言書保管代理店・London
Probate Service等で大切に保管

親族・近親者に自身の遺言書が何処に保管されているか連絡しておく事



7) 遺言書無しで死亡した場合

遺言書無しで死亡した場合、(Intestacy – 無遺言相続)として
その遺産は英国の法律に基づいて配分

詳細は、「[英国・日本の無遺言相続について](#)」を参照



8) Deed of Variation (遺産分割変更証書)

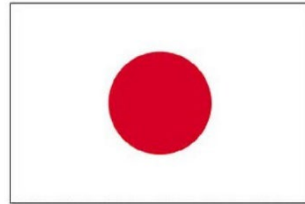
被相続人の死亡後、遺言書、又は無遺言相続での法定相続に対して、全ての相続人が協議して合意した場合、遺言書や法定遺産分割と異なる遺産分割も可

- * 被相続人の死亡後2年以内
- * その変更によって相続税・譲渡所得税の節税、又は納税の場合も有り
- * 遺言書に記載の無かった人への相続・遺贈も可
- * 遺産の信託への移譲も可



<https://www.gov.uk/alter-a-will-after-a-death>

日本の遺言書



1) 日本の遺言書

以下の三種類あり

- * 自筆証書遺言書
- * 公正証書遺言書
- * 秘密証書遺言書

2-1) 自筆証書遺言書

遺言者がその全文、日付け、及び氏名を自書し、押印

- * 15歳以上
- * 本人死亡後、家庭裁判所の検認が必要
- * 自分の直筆で書くこと(代筆、PC作成は不可)
- * 録音・映像は無効
- * 日付け・署名・押印(封筒の封じ目にも押印)
- * 夫婦の共同遺書は不可

2-1) 自筆証書遺言書

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">* 本人が自筆が出来、印鑑があればいつでも作成可* 手続きがないので、費用が掛からない* 書き直しや修正も自由* 所定のフォーマットも無いので、書き方は自由	<ul style="list-style-type: none">* 書き方を間違えると無効になるリスク有り* 本人死亡後、家庭裁判所での検認が必要* 検認せずに開封すると5万円の過料* 封印の有る遺言書は、家庭裁判所において相続人、又はその代理人の立ち合いが無ければ開封出来ない* 本人が自筆出来ない場合は利用不可* 滅失・偽造・変造の恐れあり

2-1) 自筆証書遺言書

遺言者本人がその全文、日付け、及び氏名を自署し、押印

* 2019年1月民法改正

* 財産目録に限って、手書きで無く、PC・代筆・コピーでも可
(遺言書本文は自筆)

* それら(通帳・不動産登記簿謄本等)の全ての頁に、本人の署名・押印要



2-2) 公正証書遺言書

遺言者が公証役場の公証人に遺言内容を伝え、公証人に遺言書の作成を依頼

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">* 遺言書として無効になる事は無い* 遺言内容が正確* 書き方の不備が無い* 家庭裁判所での検認が不要* 改竄の心配が無い	<ul style="list-style-type: none">* 作成に時間が掛かる* 費用が掛かる(数千円から数万円)* 証人2名の立ち合いが必要

お勧め

2-3) 秘密証書遺言書

遺言者が自分で書いた遺言書を公証役場にもっていき、間違いなく本人のものである事を明確にしてもらう

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">* 遺言書が本人のものである事を明確に出来る	<ul style="list-style-type: none">* 公証人も遺言内容を確認しない* 専門家のチェックが無いため、不備が残る可能性がある* 本人死亡後、家庭裁判所での検認が必要* 手数料1万1千円掛かる

3) 遺産分割協議

例え法的に有効な遺言書が有っても、以下の点に留意

- * 全ての相続人が協議して合意すれば遺言書と異なる遺産分割も可
(民法第907条1項)
- * 全ての相続人の遺産分割協議書を文書で残し、全員が署名・捺印
- * 全ての相続人が遺産分割協議で合意に達しない場合は、家庭裁判所に調停を申し立て(民法第907条2項)
- * 法定相続人には遺留分の請求権利有り

4) 遺留分

遺留分とは、法定相続人(配偶者、子又は孫、父母まで)に法律上保証された相続財産。即ち遺言書に法定相続人の分が記載されていなかったり、その相続額が少なかった場合、法定相続人は、以下の分を請求可

- * 配偶者、子又は孫は相続財産の1/2
- * 配偶者、子又は孫が居ない場合、父母は相続財産の1/3
- * 遺留分の請求は、相続発生(被相続人の死亡)を知った日から1年以内
- * 相続発生(被相続人の死亡)から10年で時効
- * 従って、遺言書は遺留分を考慮して作成する事が望ましい

4) 英国・日本の遺言書の比較

	英国	日本
遺言者の年齢	18歳以上	15歳以上
法定遺留分	無し	有り (配偶者、及び子、又は孫は1/2、 父母は1/3)
署名	本人、及び 18歳以上の成人2名の署名	自筆証書遺言書：本人 公正証書遺言書：公証人 秘密証書遺言書：公証人
相続協議	法定相続人で遺産分割協議 可 (Deed of Variation)	法定相続人で協議し、遺産分割 協議書を作成

5) 英国・日本の遺言書

詳細は、終活ウェブ > 遺言書 の項目を参照

<http://shukatsuweb.net>

終活ウェブ HTTP://SHUKATSUWEB.NET

英国在住の日本人高齢者を対象に、人生の終末期に向けての活動 - 終活を考えるウェブサイトです。

Home 医療介護制度 ▾ 不動産譲渡所得税 ▾ 相続税 ▾ 贈与税 ▾ 遺言書 ▾ 無遺言相続 ▾ 信託 ▾ 成年後見制度 ▾ 認知症 終末期医療 老後の住まい

エンディングノート エンディングサービス Q&A お役立ちリンク ▾ 終活ファイル 終活ビデオ ご意見・ご質問・ご要望 サイト管理者プロフィール

HOME

Edit

終活ウェブへようこそ！！

この終活ウェブは主に英国在住の日本人高齢者を対象として、皆さんが人生の終末期を迎えるにあたっての諸々の準備活動 - 終活に関連する情報をサイト管理者が個人で発信しているインターネットサイトです。

皆さんの中には、私も含めて、今後とも英国に住み続けるか、適当な時期に日本に帰国するか、或いはどうするか未だ決めかねている方もおられるかと思いますが。それを判断する上で、英国と日本の医療介護制度、相続税、贈与税、遺言書、無遺言相続、成年後見制度、終末期医療、葬儀等々について、英国と日本の制度等の違いを理解する事はとても大切かと思ひます。その上で、この終活ウェブでは、出来るだけ英国と日本の関連制度を両方ご説明し、皆さんに比較検討出来るように心がけました。

この終活ウェブは、サイト管理者が現役時代の業務経験・知識に基づき、2017年11月に日本の終活アドバイザー協会認定の資格を取得し、営利を目的とせず、あくまでボランティア活動の一環として運営しています。情報は、主に英国日本の行政機関・専門団体のインターネットから集めまとめました。しかし、それらはあくまで一般的なケースの場合の情報であり、皆さんの個々のケースには当てはまらない場合もあるかも知れません。従いまして、これらの情報は参考として頂き、皆さんの個々のケースについてはご自身で更にお調べになったり、専門家と確認される事をお勧めします。

この終活ウェブが少しでも皆さんのお役に立てれば幸いです。

法律的に有効な遺言書が無いと、本人の希望と異なる形で、英国、又は日本の法律に基づいて相続が行われる場合があります。

それを避ける為にも、生前から専門家とも相談して、遺言書を作成しておく事をお勧めします。

以 上

ここに掲載した情報は、2017年9月時点で最新、且つ正確を期する様最大限の注意を払っておりますが、皆様が実際に判断・行動される場合には、ご自身で確認されたり、専門家に相談される事をお勧めします。